

**不利益処分個別票**

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	指定難病指定医療機関への措置命令
概要	勧告を受けた指定医療機関の開設者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）第 2 2 条第 3 項
処分基準	指定医療機関に対し法第 1 6 条又は 1 7 条の規定を遵守すべきことの勧告をした場合において、当該勧告を受けた指定医療機関の開設者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428819.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428819.html</a>  <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000443998.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000443998.html</a>
備考	